

木津川市教育委員会会議録

平成28年第2回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成28年2月26日（金） 午前10時00分から午後12時34分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-2会議室

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）森本教育部長、加藤理事、中川理事、竹本教育次長兼学校教育課長、
市川社会教育課長、石井教育施設整備室長、福井文化財保護室長

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

教育長が、第1回定例会議の会議録の承認について提案された。
委員より次のとおり質疑があった。

【質疑応答】

委 員：第1回定例会の議案第1号 木津川市教育委員会の所管する事務の管理及び
執行状況点検・評価に関する報告書において、評価の内容を見直すこととし、
行財政改革推進室と調整を図った事業については、どの様になったのか。

事 務 局：ホップアップ学習事業費については、子ども達の学習意欲の向上や成績の向
上につながっていること、ICT教育推進事業費については、子ども達が集中
して、また、興味を持って授業に取り組む様になったことや自分達で意欲的に
様々なことに取り組む等の成果があったこと、また、相楽地方通級指導教室事
業費も通級児童が増加する中で、南加茂台小学校に東部分室を開設し、東部地
域の子ども達が通学しやすくなったこと等の成果が認められるので、これら3
つの事業費について、評価を2から3に訂正した。

委員より異議なく承認された。

3. 議事

《議案第2号 平成28年度木津川市立小・中学校管理職人事について》

教育長が、木津川市教育委員会会議規則第12条第1項第1号による会議の非公開を提案し、
委員全員一致で非公開を決定した。

審議の結果、全員一致で承認された。

《議案第3号 木津川市教育委員会規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

多様化する行政課題に対応するとともに、市民満足度が高まる組織機構とするために実施する平成28年度組織改正において、教育委員会事務局体制が再編されることに伴い、所要の改正を行うもの。

平成28年4月1日に組織改正を行うことが決定しており、これに伴い教育部の組織及び所管事務が変更となるため、規則に規定する組織の名称や事務分掌について改正を行う。

学校教育課教育施設整備室については再編され、大きな整備等の事業については、建設部の施設整備課建築営繕係の所管となり、それ以外の営繕管理や財産管理については、学校教育課教育総務係の所管となる。

社会教育課文化財保護室については、文化財保護課となる。

また、図書館については、社会教育課生涯学習係に位置付けていたが、人事配置等において、実質的には1つの係として行われているので、実態に合わせて図書館を係に位置付けるものである。

【質疑応答】

教 育 長：事務分掌を別表にする意図は何か。

事 務 局：現在の規定の置き方については、本来、例規で規定する場合の条項号建てではないので、市長部局の例規に合わせて整理する。

委 員：棚倉小学校の改築は、今年度で終了か。

教 育 長：旧校舎の解体や駐車場整備等を平成28年度に実施する。

委 員：恭仁小学校はどうか。

事 務 局：平成28年度末に完成する。

委 員：担当部署はどうなるのか。

事 務 局：工事は、施設整備課の担当となる。

教 育 長：学校との連携等は、教育部も係わるのか。

事 務 局：学校教育課教育総務係が調整する。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第4号 木津川市教育委員会会議規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、これまで処分庁に対する異議申し立て又は直近上級行政庁に対する審査請求を行う不服申し立て構造が、審査請求に一元化されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員：異議を申し出る期間は、どれ位延長されるのか。

事務局：これまでは、60日以内であったが、法改正後は3ヶ月以内となる。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第5号 木津川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

多様化する行政課題に対応するとともに、市民満足度が高まる組織機構とするために実施する平成28年度組織改正において、教育委員会事務局体制が再編されることに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第3号で提案した教育委員会規則の一部改正を受けて、事務決裁規程に所要の改正を行う。

【質疑応答】

委員より質疑は無かった。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第6号 木津川市就学指導委員会規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

平成25年9月1日に学校教育法施行令が改正され、心身に障害がある幼児、児童の就学先について、一人ひとりのニーズに応じた適切な相談や必要な支援を行う「教育支援」への転換が図られることとなった。これに合わせて、木津川市就学指導委員会の名称及び内容の改正を行うもの。

規則中の「就学指導」を「教育支援」に改め、この改正に則した内容に本文中を改めるものである。

【質疑応答】

委員：名称変更は、全国的なものか。

教育長：お見込みのとおり。京都府は、平成27年4月から教育支援に変更されている。

事務局：文部科学省から、「多くの市町村教育委員会で設置されている就学指導委員会について、支援についての助言を行うという観点から、教育支援委員会（仮称）といった名称にすることが適当である。」という文書が発出されている。

委員：改正前は、就学に関する指導及び助言と規定していたが、改正後は、支援のみで「助言」が削除されている。助言も支援に含まれると解してよいのか。

事務局：保護者の方の話を充分伺い、現場の意見も併せて話をした上で、総合的な支援体制を整えることとなるので助言も含まれる。

委員：京都府の支援体制に変更はないか。

事務局：変更はない。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第7号 木津川市育英資金交付規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

平成28年4月の組織機構改革に伴い、市の組織等が改正されるため、所要の改正を行うもの。

育英資金は、生活保護法の適用を受けるもの又は、これに準ずる世帯に属するものを対象としており、資金の交付を行う運営委員会の構成員に生活保護の事務を担当する保健福祉部社会福祉課長が含まれている。組織改正により担当が、健康福祉部くらしサポート課長となるため改正を行うものである。

【質疑応答】

委員より質疑は無かった。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第8号 平成27年度木津川市一般会計補正予算第5号について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

平成28年第1回木津川市議会定例会に提出の平成27年度木津川市一般会計補正予算第5号の予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

【質疑応答】

教 育 長：文化財保護啓発事業費の補正は、交付金の財源を充てたということか。

事 務 局：お見込みのとおり。

委 員：幼稚園事務事業費の補正にある加配教諭の人数を再度、報告されたい。

事 務 局：当初は、25名で計上していたが、20名の雇用であったため5名分の減額を行うものである。

委 員：採用できなかったのか、それとも必要がなかったのか。

事 務 局：必要がなかったためである。

教 育 長：社会教育事務事業費の芸術文化・スポーツ振興激励金で、世界大会に参加する際の激励金の金額はいくらか。

事 務 局：2万円である。

教 育 長：個人に出ているのか。

事 務 局：個人である。ショパン国際コンクール出場に伴うもの。

教 育 長：開催地はどこか。

事 務 局：予選、本選共に神奈川県である。世界大会ではなく、ショパン国際コンクールINアジアで、アジア大会である。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第9号 平成28年度木津川市一般会計予算について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

平成28年第1回木津川市議会定例会に提出の平成28年度木津川市一般会計予算の予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

予算規模については、歳入歳出共に310億900万円で、教育費が一般会計に占める割

合は、35億239万8千円で11.29パーセントである。

＜新規事業及び拡充する事業を中心に説明＞

教育長より補足説明が、次のとおり行われた。

教育振興事業費中の家庭学習支援講座は、学習塾の利用割合が50パーセントを超えてきている中で、子どもの貧困対策に係わって、主に学習塾に通えない中学生や保護者を対象に学習塾での年間計画を立て方や、家庭学習の方法についてのセミナーを開催するため、講師の方の謝礼を予算化したもの。

また、スクールカウンセラーや特別支援員については、市長の理解も得て、毎年増員を認めて頂いているところである。

I C T等の教育環境整備や教育施設の老朽化対策、特に大きな部分では、中央体育館の屋根防水対策を進めると共に、学校給食センターについては、新しい学校給食センターの建設も含めた整理をどうしていくか等が課題である。

【質疑応答】

委員：学校トイレの洋式化の進捗はどうか。

事務局：平成27年度と平成28年度の2箇年計画で事業を進めているところである。

教育長：整備状況を説明願う。

事務局：平成27年度は、3つの小学校と1つの中学校で実施。平成28年度整備も同様である。

委員：図書室のエアコンは予算に計上されていたが、他に設置の要望はあるのか。

事務局：普通教室である。

委員：普通教室以外の設置は出来ているのか。例えばホール等はどうか。

事務局：ホール等に設置はしていない。保健室やコンピュータ室、職員室等には設置をしている。必要に応じて特別支援教室にも設置をしている。

委員：会議室に設置はされていないのか。

事務局：お見込みのとおり。

教育長：空調については、イニシャルコストとランニングコストの問題がある。

委員：特に暑くなる学校はどこか。

事務局：一般的に、3階以上は暑い状況である。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第10号 木津川市文化財保存活用基本計画の策定について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

本市の豊富な文化財を市民とともに大切に保存、継承し、多面的に活用したまちづくりを進めていくことが求められていることから、今後の本市の文化財行政の基本的な方向性を示し、実効性のある継続した取り組みを実践するために、市文化財保護審議会の答申等を得て本計画を策定するもの。

この計画については、法令等に義務づけられているものではないが、今後の文化財行政を進める上での羅針盤として策定を行うものである。

策定については、平成26年度より文化財保護審議会に諮問し、本年パブリックコメントを経て、文化財保護審議会より答申を得たものが、この計画案である。

この基本計画は、4章からなり、第1章として計画策定の背景と目的を、第2章として計画の方針を、第3章として本市文化財の状況を、第4章として推進する事業を掲げている。

【質疑応答】

委 員：組織改正で、平成28年4月からは文化財保護課になるが、専門員の人材確保は考えているのか。

教 育 長：課への昇格と文化財保存活用基本計画を定めることをスタートラインとして、平成28年4月からの人材確保とはならないが、埋蔵文化財や建造物等の専門員の配置を具体的に検討していかなければならない。

委 員：文化財保護審議会の委員名簿は、この基本計画につかないのか。

事 務 局：それぞれの整備委員会で計画策定したものについては、委員名簿をつけている。この基本計画は、市全体の文化財保存活用基本計画であり、策定するに際して文化財保護審議会委員の意見を伺ったものであるが、名簿をつける事までは予定していなかった。

委 員：文化財保護審議会に諮問したのではないのか。

事 務 局：おっしゃるとおり、答申も受けている。

教 育 長：基本計画には、あいさつを載せないのか。

事 務 局：他市の状況を見ても、あいさつは入っていない。

委 員：審議会委員の方は、著名な方がおられるので、名簿があれば読んでみようという方やその方の講演を聴きにいこうという方もおられるかも知れない。もう少し人が見えるようにしてはどうか。

教 育 長：諮問文、答申文、名簿を加えるように検討されたい。

事務局：検討を行う。

【採決】

一部検討をすることで教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

(検討した結果、巻末に答申文及び審議会委員名簿を記載することを後日決定)

4. 教育長報告（平成28年1月26日～平成28年2月26日）

（1）教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・2月4日は、相楽地方教育長会 教育長・委員長会議を開催し、役員改正について協議した。
- ・2月15日の木津学校給食センターを皮切りに、それぞれの学校給食センターの運営委員会を開催した。これまでは、最低年1回の開催であったが、今後は、年2回の開催とする。
- ・2月22日に高の原小学校長に対する脅迫文書が送られてきた。詳細は後程、報告する。

5. その他

（1）今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明した。

（2）平成27年度 幼稚園：卒園式、小・中学校：卒業式 教育委員等出席者について 事務局が、資料に基づき各校（園）出席者、集合時間等を報告した。

（3）平成28年度 幼稚園：入園式、小・中学校：入学式 教育委員等出席者（案）について 事務局が、資料に基づき各校（園）出席者（案）を報告した。

（4）木津川市立小学校長への脅迫文書について

事務局が、脅迫文書が届いた後の対応等について、時系列で説明を行った。

また、事務局が、高の原小学校のグラウンド及び体育館の一般開放については、安全が確認できるまでの間、中止とすることを報告した。

【質疑応答】

委員：警備員の配置は、1名か。

事務局：2月24日より1名を配置しており、警備会社の手配がつき次第、もう1名を配置する。

委員：配置されている時間は。

事務局：7時45分から16時30分までを学校教育課が配置し、16時30分から19時までは、児童クラブのために子育て支援課が配置する。

委員：警備員は、授業中もずっと配置されているのか。

教育長：警備員が常駐すると共に、今週は、登下校時に教育部職員を5名配置、来週以降は、市職員を5名配置する。また、木津警察署のパトカーが巡回し、教職員もすべて配置しているが、学校内の安全を確保する必要があるため、次週より教職員の半数を配置する。

委員：下校時は、学年により下校時間が違うがどう対応するのか。

事務局：低学年と高学年でそれぞれ集団下校を行う。多くの地域の方やPTAの方が見守りに協力して頂いている。

教育長：今後は、学校の空き教室を地域の方に解放して、見守りや生徒指導等に協力頂ける体制づくりを検討していくことも必要である。

早期に解決することを望んでいる。進展があれば、随時報告をさせて頂く。

(5) 平成27年度京都府いじめ調査(第2回)の結果について

事務局が、2月26日に公表された京都府いじめ調査の結果について報告した。

(6) 最近の主な新聞記事について、教育長が資料を配布した。

(7) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成28年3月22日(火)午後2時00分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。